

議 案 番 号	件 名	要 旨
議 第 116 号 文化振興課	小泉八雲記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	小泉八雲記念館の利用者に、適正かつ応分の負担を求めるため、入館料基準額を改定するもの。また、効率的な運営のため、開館時間を改定するもの。 料金改定案件 ・市民割引の導入施設

備 考				
改正内容				
(1) 小泉八雲記念館の入館料基準額を次のとおり増額するもの。				
区分		単位	改正後	改正前
大人		1 人につき	600 円	410 円
小人		〃	300 円	200 円
団体	大人	〃	480 円	320 円
	小人	〃	240 円	160 円
(2) 入館料の 5 割を限度として割引を行うことを規定するもの。				
(3) 小泉八雲記念館の開館時間を次のとおり変更するもの。				
区分			改正後	改正前
4 月 1 日から 9 月 30 日まで			午前 9 時から 午後 6 時まで	午前 8 時 30 分から 午後 6 時 30 分まで
10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで			午前 9 時から 午後 5 時まで	午前 8 時 30 分から 午後 5 時まで
(4) その他文言整理を行うもの。				
施行期日				
令和 7 年 4 月 1 日				